

# 傍聴の際のお願い

## 1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催の前日（土日祝を除く）17時15分までに担当まで電話連絡してください。

なお、会場のスペースには限りがありますので、満員により入場不可と担当が判断した場合は、傍聴をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。

- (2) 傍聴者は、会議の開催時刻までに会場受付で氏名等を記入し、担当の指示に従い会場に入場してください。

## 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、厳に私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切るなどすること。
- (4) 一般の傍聴者は、会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただく場合があります。